

竹林整備事業の運用

制定 令和5年3月29日第202200323526号
鳥取県農林水産部森林・林業振興局
森林づくり推進課長通知

竹林整備事業の実施に当たっては、竹林整備事業費補助金交付要綱（令和5年3月23日付第202200313385号鳥取県農林水産部長通知、以下「交付要綱」という。）及び竹林整備事業実施要領（令和5年3月27日付第202200322525号鳥取県農林水産部長通知）によるほか、この運用によるものとする。

1 管理道について（交付要綱別表関係）

竹林整備事業において、管理道を開設する場合は、以下の点に留意し開設することとする。

- （1）幅員は2.5mまでとする。
- （2）切り取り高は直切りで1.4mまでを標準とし、最高でも2mを超えないこと。（地山勾配30度まで）
- （3）盛土の転圧を十分に行うこと。
- （4）横断排水溝は縦断勾配毎の間隔で設置し路面流水による浸食を最小限に留める。（縦断勾配＝間隔：10％＝24m、15％＝18m、20％＝14m、25％＝12m、30％＝10m）

2 伐採竹の搬出支援について（交付要綱別表関係）

- （1）補助対象とする伐採竹の搬出は、工場その他加工施設への搬出に限らず、自家利用（加工・販売を自家で行う場合を含む）も認める。
- （2）搬出および搬出量の確認については、事業実施主体の実績報告に、計測時の写真及び搬出量が確認できる伝票を添付すること。
ただし、自家利用の場合は、市町村が搬出の現地確認及び搬出量の計測・記録を行うことで、搬出量が確認できる伝票に代えることができる。
- （3）搬出量の算定は、次のとおりとする。
 - ア 搬出量は小数点第1位までとし、小数点以下第2位を切り捨てること。
 - イ 搬出量を材積で算出する場合は、次の計算式で算出すること。

材積計測時の竹材の状態	材積算出の計算式
棹（造材・玉切り）	計測容積×0.517
チップ等	計測容積×0.833

3 伐採竹の林内破碎処理について（交付要綱別表及び標準単価関係）

- （1）伐採竹の片付けとして、林内破碎処理に要する破碎機のリースまたはレンタル料（回送費を含む。）及び破碎機運転燃料費を標準単価に定める日数等を限度として、補助対象経費に加算することができる。
- （2）破碎機を所有する者が、林内破碎処理を実施する場合は、機械損料（「森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付11林野計第134号）」に基づき積算）及び破碎機運転燃料費を稼働日数分（標準単価に定める日数を上限とする）補助対象経費に加算することができる。

- (3) 破砕機回送費は、実施箇所ごとに加算することが出来るが、実施箇所が隣接する場合は、1度しか加算しない（現地から現地への回送がかかる場合は、その距離分を加算する。）。
- (4) 林内破砕処理費用を加算する場合、実施の必要性等を十分検討し、費用算定の根拠資料及び「林内破砕処理の実施理由書（任意様式）」を交付要綱の様式1号「竹林整備事業計画（報告）書」に添付すること。
- また、同様式別添「竹林整備事業箇所一覧」の備考に破砕処理日数を記載すること。

4 間接費について（交付要綱別表関係）

竹林整備事業において、森林所有者以外の者が事業実施主体となる場合には、森林環境保全整備事業に係る間接費率を準用して標準単価に間接費を加算するものとする。

なお、間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付22林整整第857号林野庁整備課長通知）の第3によるほか、次によるものとする。

- (1) 補助金交付申請時においては、前年度に実施した竹林整備事業における実績に基づいて算出された間接費率を適用する。ただし、竹林整備事業の実績がない場合は、他事業の実績に基づいて算出された間接費率を準用するものとする。
- (2) 事業実施主体から提出される実績報告書を受けて実施するしゅん工検査時において、実際の雇用労務状況や社会保険料等の加入状況を市町村が確認の上、間接費率を確定するものとする。

（参考）森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について 抜粋

（平成23年3月31日付22林整整第857号林野庁整備課長通知）

最終改正：令和5年3月28日付4林整整第867号

注）改正があった場合には最新版を適用すること。

第3 間接費

- 1 要領第5の3の（4）により標準単価に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

（1）現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者（当該作業の一部が個人（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者（以下「個人受託者」という。）を含む。以下「現場労働者」という。）の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

- (ア) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）に要する費用

ウ 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課（第1の4の（1）ウに掲げる機会経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。）

エ 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料（（2）の社会保険料等に含まれる社会保険料及び第1の4の（1）ウの機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。）

オ 従業員給料手当

現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）及び補助従業員（現場従業員を補助し、その事務に従事する者をいう。以下同じ）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）

カ 退職金

現場従業員及び補助従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額（（2）の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。）

キ 福利厚生費

現場従業員及び補助従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

ク 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ケ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(2) 社会保険料等

現場従業員、現場労働者及び補助従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共））の掛金とする。

(3) その他

補助従業員の事務には、造林補助金の申請等に係る事務は含まれない。

2 現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は、標準単価の21%に相当する額とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

3 社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

平均点数		加算率
1点以上	7点未満	3%
7点以上	13点未満	10%
13点以上	23点未満	13%
23点以上		18%

5 しゅん工検査について

市町村が行うしゅん工検査（以下「検査」という。）は次によるものとする。

- (1) 検査は、補助金交付申請のあった施行地1箇所ごとに、書類検査及び現地検査により行う。
- (2) 書類検査は、実績報告書及び添付書類により、その記載内容が採択要件に合致していること及び間接費率の算定に係る社会保険料等の額等を確認すること。
- (3) 現地検査は、施行状況と適用する標準単価の区分とが合致していることを確認すること。

6 概算払について

市町村は、事業の進ちょく状況に応じて、補助金の概算払を県に請求することができるものとする。